

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

## 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制・米国 OFAC 規制等について

### 1. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

当行は「外国為替及び外国貿易法」（以下、外為法といいます）に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定により、お客さまのお取引が「資産凍結等経済制裁対象者」との取引、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「支払の原則禁止」、「資本取引規制」および「対内直接投資規制」等に該当しないことを確認させていただいております。お客さまのお取引が以下の規制に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

#### 主な規制対象取引（抜粋）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 「資産凍結等経済制裁対象者」との取引</p> <ul style="list-style-type: none"><li>外為法に基づきタリバーン、テロリスト、拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発関連）、ロシア・ベラルーシ関連等として資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者が支配、または制裁対象者に代わって行う取引</li><li>最終的な資金の受取人や取引関係者がロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配されている法人や団体等との取引</li></ul> |
| <p>(2) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る支払</li><li>北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易に係る支払等</li></ul>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(3) 北朝鮮の「資金使途規制」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等（資本取引・金融サービス等を含む）に係る支払等</li></ul>                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(4) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対する支払</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(5) イランの「資金使途規制」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係る支払</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |

#### (6) イランの「資本取引規制」「対内直接投資規制」

- イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む）に係る支払等

#### (7) ロシア・ベラルーシ関連規制

- ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡に係る支払等
- ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引に係る支払等
- ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供に係る支払等
- ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供に係る支払等
- ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約に係る支払等
- ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引に係る支払等
- ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む）
- ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む）
- 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約に係る支払等

#### (8) 「法人格のない海外パートナーシップ」の事業活動資金の支払に対する規制

- 漁業、皮革若しくは皮革製品、武器若しくは武器製造関連設備の製造業又は麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しております。必ず財務省のホームページにて最新の規制内容をご確認いただいたうえで、ご申告をお願いいたします。

#### 【ロシア関連規制（財務省ホームページ）】

[トップページ](#) > [財務省の政策](#) > [国際政策](#) > [外為法関係・為替政策](#) > [外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要](#) > [ウクライナ関連情報](#)

#### 【経済制裁措置の対象者リスト（財務省ホームページ）】

[トップページ](#) > [財務省の政策](#) > [国際政策](#) > [外為法関係・為替政策](#) > [外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要](#) > [経済制裁措置及び許可手続](#) > [経済制裁措置対象者等リスト](#)

#### 【北朝鮮 IT 労働者に関する注意喚起（財務省ホームページ）】

[トップページ](#) > [財務省の政策](#) > [国際政策](#) > [外為法関係・為替政策](#) > [外為法関係・為替政策に関する報道発表](#) > [「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和 6 年 3 月 26 日）](#)

## 2. 米国 OFAC 規制等について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等について、取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付するお取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制の対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行から取引制限を受ける等、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

OFAC 規制等の趣旨をふまえ、当行では以下のお取引はお取り扱いできませんので、これらに該当しないお取引であることを十分にご確認ください。

### 以下のいずれかに該当する取引（全通貨）

- 取引に直接的または間接的に関与する当事者（※1）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている取引
- 包括的制裁対象国等の政府（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ベネズエラ）やその政府の役職員が直接的または間接的に関与する取引
- 以下に該当する個人や企業との取引
  - ① 包括的制裁対象国・地域に居住している又は物理的に所在する個人
  - ② 包括的制裁対象国・地域に住所がある又は本部がある企業
- テロリスト、タリバーン、麻薬取引者、核兵器開発・大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等の制裁対象者（※2）が直接的または間接的に関与する取引（制裁対象者のために行う取引含む）

（※1）取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

（※2）制裁対象者には、北朝鮮・イラン・シリア、キューバ、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）、ベネズエラ政府・国有企業、ベラルーシ制裁対象者（政府関連企業や国有企業含む）、ミャンマー制裁対象者（軍・防衛関連企業や国有企業含む）、ロシア分野別制裁対象者、資産凍結、取引禁止等の対象として指定された個人、法人、団体や船舶やそれらに所有あるいは支配されている者も含まれます（ただし、これらに限定されません）。

【 上記はあくまでも例示であり、OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにてご確認ください。 】

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後であってもお客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制等に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。

また、OFAC 規制等による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。その場合にはお客さま自身にて、OFAC 等に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご了承ください。